

共同実施便り



期末・勤勉手当について

NO.2

H25. 6. 28

今日はうれしいボーナス日ですね！
各自通帳で確認をおねがいします。
ところでボーナスってどのように計算されているのか
ご存知ですか？

平成25年度の支給率

	期末	勤勉	計
6月	1.225	0.675	1.90
12月	1.375	0.675	2.05
計	2.60	1.35	3.95

期末・勤勉手当の計算方法

$$\text{期末勤勉手当} = \text{期末手当基礎額} \times \text{支給率} + \text{勤勉手当基礎額} \times \text{支給率}$$

期末手当

勤勉手当

期末手当基礎額＝①給料月額＋②3級・特例加算額＋③教職調整額＋④給料の調整額＋⑤扶養手当＋⑥役職加算額

勤勉手当基礎額＝①給料月額＋②3級・特例加算額＋③教職調整額＋④給料の調整額＋⑥役職加算額

- ① 現給保障された給料月額
- ② 校長・教頭対象
- ③ 教諭・養護教諭・講師対象 給料月額の4%
- ④ 特別支援学級担当者対象 定額
- ⑤ 扶養手当

扶養親族	手当額
配偶者	13,000円
配偶者以外	6,500円
配偶者がいない場合の扶養親族1人目	11,000円

特定扶養親族（16歳になる年度ははじめから22歳年度末までの年齢の子）は5,000円加算されます！

- ⑥ $(\text{給料月額} + 3\text{級} \cdot \text{特例加算額} + \text{給料の調整額} + \text{教職調整額}) \times 5 \sim 20\%$



扶養手当受給中の方へ

「期末手当基礎額」欄と「勤勉手当基礎額」欄を比べてください。
「勤勉手当基礎額」の方が少ないと思います。これは平成18年の条例改正で
勤勉手当基礎額に扶養手当を加算しないこととなったためです。

ご不明なことがありましたら、事務職員までおたずねください。